

わたつデマンドバスの停留所への駐停車について

○ 協議の概要

路線バスの停留所半径 10mの場所は、路線バス以外は駐停車が禁止となっておりますが、令和2年の道路交通法の改正により、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために有用な一般旅客自動車運送事業（道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く）及び自家用有償旅客運送の用に供する自動車については、関係者の合意が得られた場合に停留所への駐停車が可能となりました。

現在、羽茂・赤泊地区において、佐渡市地域公共交通活性化協議会が委託し新潟交通佐渡株式会社が行う路線バス代替実証事業「わたつデマンドバス」が運行しており、区域運行により利用者の自宅付近での乗降が可能となっておりますが、地理的条件や冬季積雪等により自宅まで車両の乗り入れが困難な場所等については、最寄りの路線バス停留所での乗降となる場合があるため、わたつデマンドバスの度津線停留所での駐停車及び別紙「合意書(案)」のとおり新潟県公安委員会へ提出することについて協議をお願いするものです。

○ わたつデマンドバスの概要

運行主体	佐渡市地域公共交通活性化協議会
実施路線	度津線沿線（羽茂高校前～大崎～上川茂～外山）
実施期間	令和3年5月1日から令和4年3月31日まで
運行便数・時間	4便/日 7:10～18:36 ※予約便のみ運行。
利用料金	1乗車につき400円（小人200円。小学生未満無料。） 路線バス割引サービス利用証、障害者手帳、学生証の提示により1乗車200円。
運行管理	新潟交通佐渡株式会社

○協議内容

- 1 わたつデマンドバスが停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
別紙「資料No.1 バス停留所一覧表」「資料No.2 度津線路線図」のとおり。
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業者用自動車等の範囲
一般乗用旅客自動車運送事業者（新潟交通佐渡株式会社）が行う佐渡市地域公共交通活性化協議会との契約による乗合旅客の運送事業（道路運送法第21条第2項、通称「わたつデマンドバス」）の用に供する自動車。
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
停車又は駐車は、わたつデマンドバスの運行時間内に限るものとする。
度津線沿線で運行している一般乗合旅客運送事業者の運行時刻については別紙「資料No.3 時刻表」のとおり。